

(様式2)

教育委員会（議案・報告）第8号

（所 管） 総務部 総務課

件 名	堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について
提 案 理 由	堺市学校給食センターが設置されることに伴い、同センターにおける学校給食に関する業務に従事する者の勤務時間等について所要の改正等を行うものである。
議案（報告）の 概要又は要旨	1 改正の内容 (1)第1学校給食センター及び第2学校給食センターにおける学校給食に関する業務に従事する者の勤務時間、休憩時間、週休日及び休日の特例を新たに定めるもの (2)規定の整備を行うもの 2 施行期日 令和7年4月1日
備 考	
議決後必要となる取組	この案件の教育委員会議決後は、 ■ 上記案により、公布する。 □ 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 □ その他（ ）

議案第8号

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則について、次のとおり改正する。

令和7年3月24日
堺市教育委員会
教育長 関 百合子

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則（平成18年教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表美原こども館の項の次に次のように加える。

学校給食課 （第1学校給食センター及び第2学校給食センターにおける学校給食に関する業務に従事する者（学校給食における衛生指導担当業務に従事する者を除く。）に限る。）		午前9時から午後5時30分まで（課長が指定する日は午前8時から午後4時30分まで）	正午から午後0時45分まで	(1) 日曜日 (2) 土曜日	(1) 祝日法に規定する休日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
---	--	---	---------------	--------------------	--

別表学校給食課（各市立学校における衛生指導担当業務に従事する者に限る。）の項中「各市立学校」を「学校給食」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則（平成18年教育委員会規則第16号）新旧対照表

現行						改正後（案）					
別表（第3条関係）						別表（第3条関係）					
所属	区分	勤務時間	休憩時間	週休日	休日	所属	区分	勤務時間	休憩時間	週休日	休日
(略)						(略)					
美原こども館		午前9時から午後5時30分まで	正午から午後0時45分まで	(1) 月曜日 (2) 火曜日	(1) 祝日法に規定する休日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。） (3) 館長が職員ごとに指定する日	美原こども館		午前9時から午後5時30分まで	正午から午後0時45分まで	(1) 月曜日 (2) 火曜日	(1) 祝日法に規定する休日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。） (3) 館長が職員ごとに指定する日
(新設)						学校給食課（第1学校給食センター及び第2学校		午前9時から午後5時30分まで（課長が指定する日は午前8時から午後4時30分まで）	正午から午後0時45分まで	(1) 日曜日 (2) 土曜日	(1) 祝日法に規定する休日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を

					給食センターにおける学校給食に関する業務に従事する者（学校給食における衛生指導担当業務に従事する者を除く。）に限る。）				除く。）	
学校給食課（各市立学校にお		午前8時から午後2時15分まで（課長が指定する日	午前10時30分から午前11時15分までの範囲内	(1) 条例第3条第3項に規定する勤	学校給食課（学校給食にお		午前8時から午後2時15分まで（課長が指定する日	午前10時30分から午前11時15分までの範囲内	(1) 条例第3条第3項に規定する勤	

ける衛生指導担当業務に従事する者に限る。)	は午前9時から午後3時45分まで)	で15分間とし、課長が職員ごとに指定する時間（左記の課長が指定する日は正午から午後0時45分まで)	務日以外の日 (2) 祝日 法に規定する休日（前号に掲げる日を除く。） (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）
(略)			

る衛生指導担当業務に従事する者に限る。)	は午前9時から午後3時45分まで)	で15分間とし、課長が職員ごとに指定する時間（左記の課長が指定する日は正午から午後0時45分まで)	務日以外の日 (2) 祝日 法に規定する休日（前号に掲げる日を除く。） (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）
(略)			